届け出14日以内に 世帯主がかわったら

世帯主が転出したり、死亡したりして異動を生じた場合、十四日以内に、世帯主変更の届け出を市役所へ提出しなければならないことになっています。

世帯主は、その世帯の生計を維持し、世帯を代表する者ですから、国民健康保険料や国民年金の納付義務者になるなど、いろいろな重要な役割りをもっています。

したがって、世帯主変更の届け出は、転入、転出、転居とならんで、住民異動の四大届け出の一つですから、忘れないで届け出なければなりません。

夫婦、および未成年の子供の世帯で、夫に収入のある場合は、夫が世帯主になります。

なお、一般的な世帯主の認定基準は次のとおりです。

㈠ 父親に収入がなく、長男の扶養親族となっており、長男が主として生計を維持している場合は、長男が世帯主となります。

㈡ 父親が長男とともにその世帯の生計を維持している場合は、たとえ父親の収入が長男のそれよりも少額であっても社会通念上、父親が世帯主となります。

㈢ 父親が長男の扶養親族であって、長男、二男がともに世帯の生計を維持している場合は、長男の収入が二男のそれより少額であっても長男が世帯主となります。

㈣ 父親が無収入で、長男が一時的に失業し、二男が主として生計を維持していても、社会通念上、長男が世帯主となります。

㈤ 夫が不具癈疾などのため無収入で、妻が主として生計を維持している場合は、妻が世帯主となります。

㈥ 老人夫婦が、住所を異にする長男から生活費の全部の仕送りを受けている場合は、その長男は、老人夫婦の世帯主とは認められません。

（世帯に属していない世帯主は認められません）

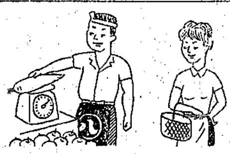

かしこい消費者 買い物もっと合理的に

最近の物価上昇を乗り超え、安定した生活をするには、どうしても「かしこい消費者」にならなければなりません。

それには、自分で解決できる身近なものから気をつけて買い物をするようにしましょう。

たとえば

㈠ 宣伝が虚疑誇大でないかどうか。

㈡ 有害、危険でないかどうか。

㈢ 色、味が自然か、人工かどうか。

㈣ 衣料品、文房具、運動具、楽器、裁縫用品、台所用品、日用品、雑貨用品ではジスマーク、食料品ではジャスマーク、電気用品ではサンカクテーマークがあるかどうか。

㈤ 一流メーカー品かどうか。

㈥ 品質、性能などの表示が正確かどうか。

㈦ 計りが正確かどうかに充分注意しながら買い物をいたしましょう

また、消費者の権利を主張しましょう。

㈠ 安全を求める権利。

㈡ 知らされる権利。

㈢ 選択（選ぶ）の権利

㈣ 意見を聞いてもらう権利（意志の反映）

以上は、ほんの一例ですが、このことは皆さんが買い物をするときちょっとのことで良い品を適正な価格で買える方法ですから、みんなで努力をいたしましょう。

補導ルームの窓

あたりまえのこと

補導員　阿部正栄

「明るい家庭づくり運動」が叫ばれているが、その要素は、個人個人の自覚が根本になることは言をまたない。

それには、どうしても第一に自己に対する考え方の究明が必要である。

ここに中学、高校生有志が、この道にいそしんでいることを紹介して見たい。

市内のある中学では、「静坐クラブ」があって、個人の自己、家庭内の自己、学校内の自己と静坐によって究めようと修養に努めている。

ときには寺を訪ね、本格的な静坐に打ち込むずかしさはまことに美しい。

また、高校生の中にも次のような自己究明のために、寺をおとづれ修養に励んでいる有志もいる。

一、進学、就職により、高校生活から社会人への切り換えにあたり、不惑不動の気構えを得ようとして、

一、忍耐力を養い、たるみ易い私的生活の励みのために、

と強く健全に生きようとしている。

青少年諸君が、自己自身を見失わないように、正直に進むことをねがう。

しかし、これは人間・・・として「あたりまえ・・・のこと」である。

日宝町記念公会堂　青少年補導ルーム　電話㈡—〇二二八

少年事件のすう勢と家庭裁判所の処理状況 (下)

一般保護事件に対する家庭裁判所の処理状況についてみますと、既済総人員約二十四万九千人のうち、おもなものは、保護処分が約二万八千人（一一、四%）、審判を開いたが保護処分にはしなかった、いわゆる不処分が約六万二千人（二五%）、審判を開かなかった、いわゆる不開始が九万二千人（三七、二%）、刑事処分が相当であるなどの理由で検察官に送致したのが二万七千人（一〇、九%）で、前年に比べ検察官送致が増加し、不処分が横ばいで保護処分、不開始が減少しています。

保護処分は、家庭裁判所が行なう処遇方法の中心をなすものですが、その内訳は、保護観察所の保護観察になった者が、約二万一千四百人（七五、六%）少年院に送致された者が約六千七百人（二三、五%）、教護院など児童福祉施設に送致された者が約二百四十人（〇、九%）、となっています。

ここでとくに注意してほしいことは、現行の少年法では、家庭裁判所がとりうるこの保護処分の種類が非常に少なく、そのうえ、利用できる施設の数も不足しており、内容的にも年少少年や学生、生徒には必ずしも適当でない場合が少なくないということです。

そのため家庭裁判所では、心理学、教育学、社会学、カウンセリング、ケースワークなどの専門的知識や技術を活用して、それぞれのケースに応じて、それぞれ最も適当と認められるいろいろの保護的措置をとり、それらの欠陥を補うように努力しています。

たとえば、調査や審判の過程で、少年に生活指導を加えたり、家庭や学校、職場、交友関係などの環境調査をはかったり、ときには、適当な第三者に少年を預け、しばらくの間少年の補導を依頼するなど、地域の社会資源を活用することもあります。

また、精神障害者については、精神病院に入院の措置をとらせることもあります。

家庭裁判所の処分に、不処分や、不開始が多いことから、世間の一部では家庭裁判所の処分が甘いという声も聞かれますが、このような家庭裁判所の処理の実態について理解を深めてほしいものです。

最近の少年たちを取りまく生活環境や、社会環境には、彼らを非行へ走らせやすい要素が多く認められます。

彼らの人間性を阻害する条件の多い環境の中で育っていく少年たちが、一時つまずいたからといって、彼らに対して、いたずらに拒否の態度を示すことなく、理解と愛情をもって、見守るように心がけていただきたいものです。

▽　▽

プロパンガスの安全確保

プロパンガスを使用している一般消費者で、ガス容器（ボンベ）の転倒、転落防止措置をほどこしていない家庭は販売業者に申し出て安全確保につとめるよう、十分ご注意ください。

なお、容器の転倒、転落防止用チェーンは、一本二百五十円位で、プロパンガス販売業者が取り扱っていますから、希望者はご利用ください。

市外通話も自由 大型赤電話お目見え

十円硬貨が同時に六枚入り、自由にダイヤル市外通話ができる「大型赤電話」が、昨年末市内十五カ所に設置され利用者によろこばれています。

電報電話局では、今後年次計画で市内の赤電話を全部この大型赤電話に取りかえることにしています。

大型赤電話のかけ方

△十円玉を同時に六枚まで投入できます。

△十円玉を入れてから市外局番、電話番号の順にダイヤルしてください。

△話しの途中で請求音（ブー）が出ましたらすぐ十円玉を追加してください。

△話しが終われば使われなかった十円玉はもどってきます。

※準ダイヤル市外通話（小須戸、安田など）は今までどうり切りかえ鈕による100番通話です。

大型赤電話の設置場所は、次のとおりです。

大型電話の設置場所

①新津駅待合室三新軒売店(2)4903、②新津警察署内(2)4905、③新潟交通新津出張所(2)4904、④宝屋百貨店(2)4906、⑤新津電報電話局夜間窓口(2)4900、⑥駅前土田商店(2)4907、⑦新津駅ホーム売店(2)4902、⑧中沢町今井商店(2)4908、⑨朝日橋本商店(2)4909、⑩中野阿部商店(2)4910、⑪古津酒井商店(2)4911、⑫中新田石川商店(2)4912、⑬新津駅待合室売店(2)4901、⑭大関小林商店(2)4913、⑮秋葉五十嵐商店(2)4914

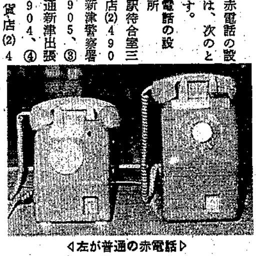

◁左が普通の赤電話▷

訂正とお詫び

広報にいつ新年号、二面掲載の公平委員会委員長名に間違いがありましたので、次のとおり訂正してお詫びいたします。

市公平委員会　委員長桜井宰三郎氏

ハイパワーランプ 強力光源を採用！
スピードをぐんとアップした新しい螢光灯複写機
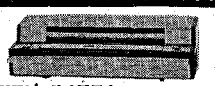
リコピーハイ・スタート　45,000円
事務の合理化、迅速化、人件費の節減に、また、オフィスのサブマシンとして、ぜひご利用ください。
リコピー特約店　カメラ・ソニー・リコピー特約店　カラープリント・D.P.E
株式会社 諸橋カメラ店
本店 新津市本町1丁目8—2 電話2—4718(代)
支店 新津市駅前通（四ツ角）電話2—0376

世界に誇る
キグナス印ガソリン・潤活油
石油製品一般・プロパン・ダイヤストーブ用灯油(完全無臭)

金沢石油
新津市西金沢高校前通　電話(02502)2—3280

しあわせを呼ぶ 和洋家具

家具のデパート
株式会社 わたりや
新津市本町3　電話(02502)2—0106(代)

冬物売りつくし
大処分市
スーパーストア
宝屋
新津駅前　電話2—0231